

環境影響評価書案の概要

—東京都目黒清掃工場建設事業—

昭和59年1月

東京都

1. 総括

1.1 事業者の氏名及び住所

東京都 代表者 東京都知事 鈴木俊一
東京都千代田区丸の内三丁目 5番 1号

1.2 対象事業の名称

東京都目黒清掃工場建設事業
(廃棄物処理施設の設置)

1.3 対象事業の内容の概要

表 1-1 計画の概要

ごみ焼却 施設の 新設	面積	約30,160m ² (都市計画決定対象区域約 29,700m ² 、歩道整備部分約 460m ²)	
	工事着工年月	昭和60年 7月予定	
	試運転開始年月	昭和64年 4月予定	
	稼働開始年月	昭和64年10月予定	
	処理能力	600トン/日 (焼却炉 200トン/日× 3基)	
	建物等	工場棟	鉄骨鉄筋コンクリート造、高さ約 30m
		煙突	外筒鉄筋コンクリート造、高さ150m
駐車場	一般車15台分、見学者用バス 3台分		

1.4 環境に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の計画内容を考慮し、予定地及びその周辺地域の概況を把握することにより選定した予測・評価項目について、現況調査を行い、対象事業の実施が及ぼす環境への影響について予測及び評価した。環境に及ぼす影響の評価の結論の概要は表 1-2 に示すとおりである。

表 1-2 環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目	評 価 の 結 論
1. 大気汚染	<p>煙突からの排出ガスについては、600トン/日焼却時を対象に予測した結果、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、塩化水素のいずれも、大気環境濃度に対する寄与率は極めて小さく、環境への影響はほとんどないと考える。</p> <p>また、清掃車の走行に伴う排出ガスについても、環境濃度への寄与率は小さいことから、環境への影響は軽微であると考えられる。</p>
2. 土壌汚染	<p>予定地内の重金属汚染土壌は、予定地内に地下鉄筋コンクリート構を設け、その中に封じ込めるなどの適切な処理を行うので、予定地外へ影響を及ぼすことはない。</p> <p>煙突排出ガスによる重金属の拡散についても、浮遊粒子状物質の寄与濃度が極めて微量であることから、周辺地域の土壌に影響を及ぼすことはないと考えられる。</p> <p>また、焼却灰についても管理型埋立地へ処分するので問題はないと考えられる。</p>
3. 騒 音	<p>工事の施行中については、現況と比較し騒音レベルが上がることは避けられない。しかし、騒音を発生しやすい工事は昼間に限定され、かつ一時的であること、法に定める特定建設作業及び条例に定める指定建設作業に係る騒音の勧告基準以下であることを考慮すれば、影響は少ないと考える。</p> <p>工場の稼働後については、構内における清掃車騒音に工場騒音を付加しても現況騒音レベルと同程度であり、また、補助19号線及び環状6号線の道路を走行する清掃車の騒音の寄与率は小さく、現況騒音レベルと比較して影響は少ないと考える。</p>
4. 振 動	<p>工事の施行中については、現況と比較し振動レベルが上がることは避けられない。しかし、振動を発生しやすい工事は昼間に限定され、かつ一時的であること、法に定める特定建設作業及び条例に定める指定建設作業に係る振動の勧告基準以下であることを考慮すれば、影響は少ないと考える。</p> <p>工場の稼働後については、補助19号線及び環状6号線を走行する清掃車の振動の寄与率は小さく、現況振動レベルと比較して影響は少ないと考える。</p>

予測・評価項目	評価の結論
5. 悪 臭	<p>工場の稼働に伴う悪臭防止については、工場棟を密閉化し、悪臭が発生するごみバンクの空気を燃焼用空気として焼却炉に強制送風し、熱分解・脱臭する方法が基本である。既設工場は法令に基づく規制基準を下回っており、本工場の臭気が周辺地域において感知されることはほとんどないと考える。</p>
6. 日照障害	<p>工場の建築物による影響が金属材料技術研究所と予定地北東側に隣接する住宅地に現われるものの、日影時間は2時間以内におさまり、法令による日影時間を満足しているため、影響は少ないと考える。</p>
7. 電波障害	<p>一部の地域で遠へいあるいは反射障害の発生することが予測されるが、共同受信システムなどの対策を実施することにより、影響は解決することができるかと考える。</p>
8. 植 物 ・ 動 物	<p>事業の実施に伴い予定地内の植物は改変するが、地域特性に適した樹種を植栽する計画である。</p> <p>また、予定地内は極力緑化を図るとともに、まとまった広さをもつ開放予定緑地を設けることにより、現状を上回る緑地率及び樹木数が確保され、さらに土壌改良により良好な生育環境に変わるため、影響は軽微であるかと考える。</p>
8-2 陸上動物	<p>事業の実施による工事の施行中及び完了後の一時期、陸上動物は減少するが、現在生息する種は都市環境に適応するものであり、現状を上回る緑地が確保されるため、影響は少ないと考える。</p>
9. 地形・地質	<p>地下構造物を設置しても地下水脈を大きく遮断することはなく、また、地下水位の変化も自然状態での水位変動に比べて無視できるため、地下水への影響はほとんどないと考える。</p>
10. 景 観	<p>工場の建築物及び煙突などにより、予定地周辺における現在の景観は大きく変化するが、建築物、煙突の意匠及び予定地内の外周に緑地を配置することにより、周辺環境との融和を図る。</p> <p>さらに、予定地内に住民が利用できる開放予定緑地をもうけることにより、新たな景観が創造される。</p>

2.2 事業の内容

2.2.1 位置及び区域

対象事業の予定地は、図 2-1 に示すとおり、東京都目黒区三田二丁目に位置し、補助19号線を挟んだ科学技術庁金属材料技術研究所（以下、金属材料研究所という）の南東部に隣接する区域で、通産省工業技術院東京工業試験所目黒分室（以下、東京工業試験所という）の移転跡地である。

図 2-1 対象事業の位置

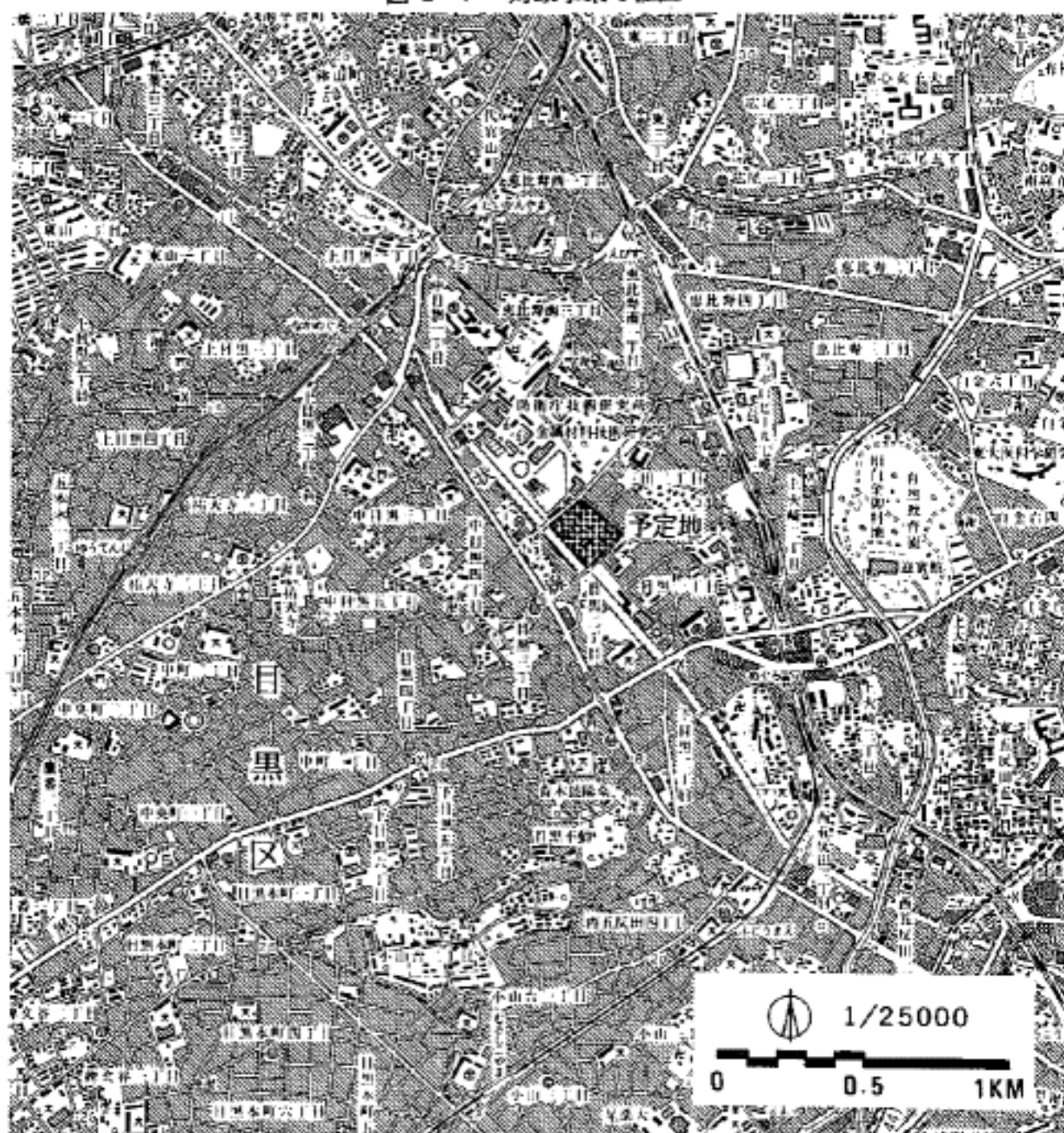
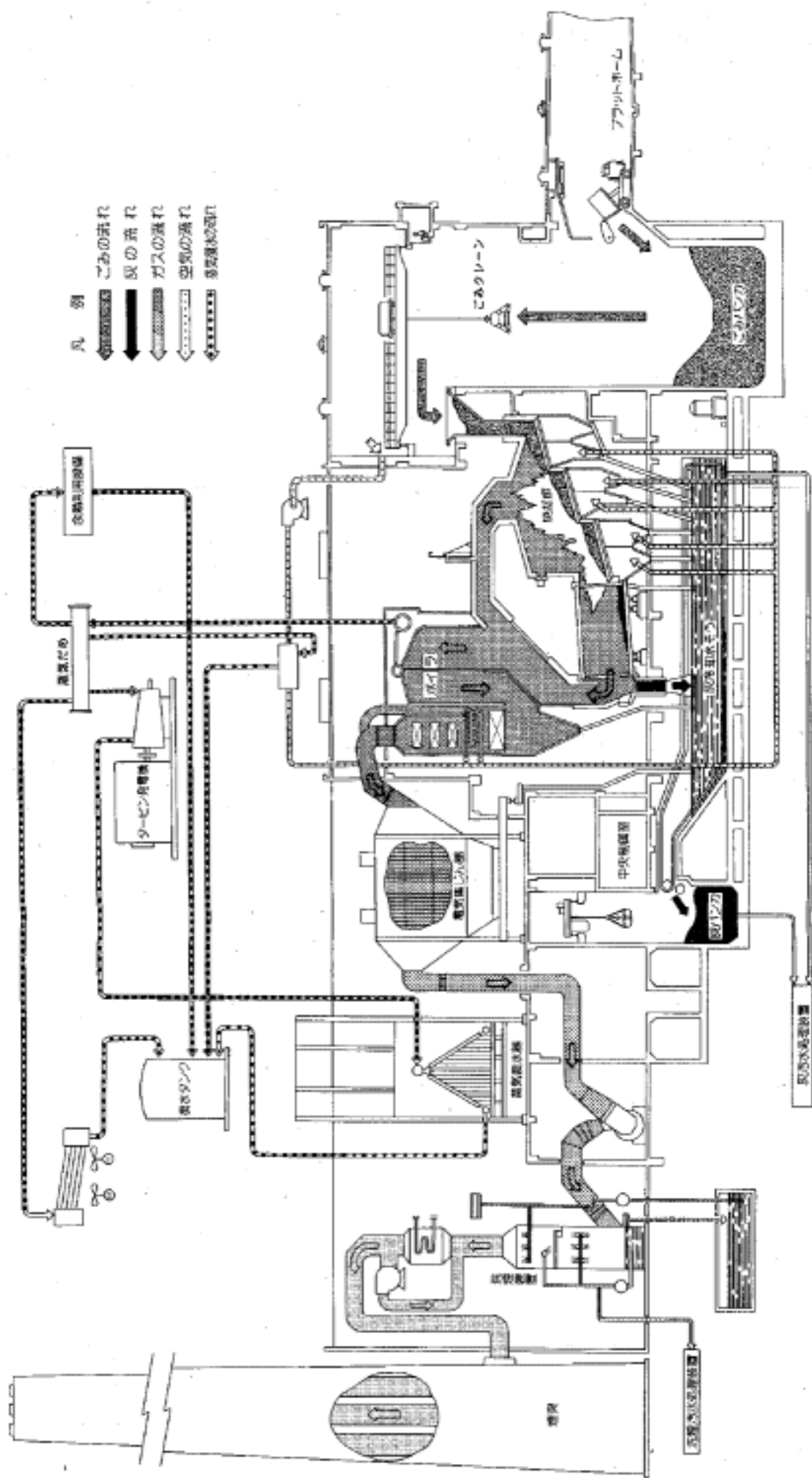


図 2-3 焼却設備構造 (参考)



(注) 本図は、焼却工場の構造をわかりやすく示したものである。なお、設備はすべて工場で個別に配設される。